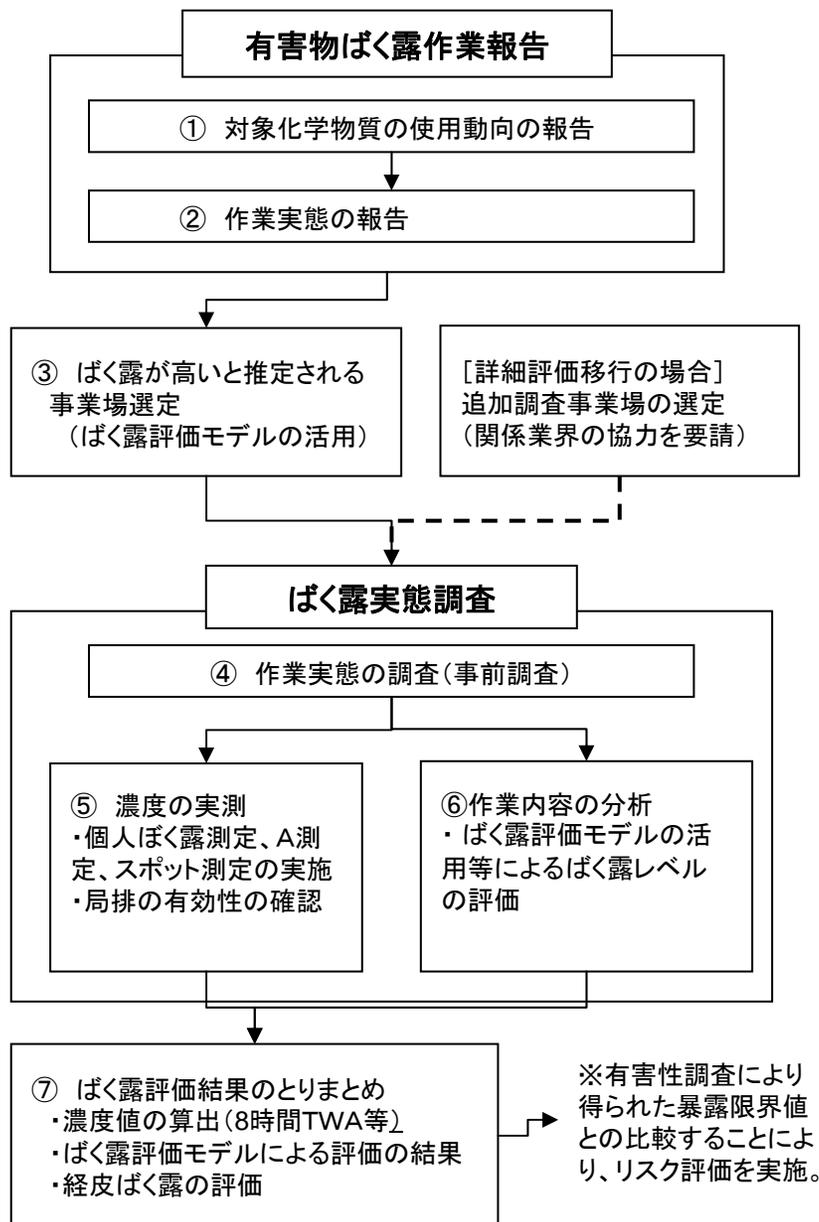


ばく露評価におけるサンプリングの手順



- 有害物ばく露作業報告
有害物ばく露作業報告は、労働安全衛生法第95条の6に基づき、リスク評価に必要なばく露情報を収集する目的で実施。
※ 対象化学物質を500kg以上の製造し又は取扱う事業者が報告対象(母集団)
- 事業場の選定
報告によりばく露レベルが高いと推定される事業場を選定。
※ 選定は、作業情報等をもとに経験的に行われ、基準等は作成されていない。
※ 選定事業場数:数事業場～十数事業場/物質、2～3事業場/用途
- 追加調査
リスク評価の結果、問題となる高いリスクが確認された物質については詳細評価に移行し、追加調査を実施。
- ばく露実態調査
本調査は事業場の協力を得て実施する任意の調査。濃度を実測(作業者のばく露濃度及び環境濃度の測定)。
※ 作業者の選定は、事前調査をもとにばく露が高いと推定される作業員を選定(サンプル)。
※ 選定作業員数:1～10名程度/事業場
※ 約300の事業場において測定した結果から作業環境における濃度分布は対数正規分布を示すとの報告有り。
- ばく露評価結果
ばく露実態調査での濃度の実測値は8時間加重平均濃度(time weighted average concentration)を算出し、有害性評価により導出された評価値との比較によりリスクを評価。

(別添)平成19年度ばく露実態調査におけるサンプル数

	有害物ばく露作業報告(母集団)			ばく露実態調査(サンプル)			摘 要
	用途数	事業場数	作業者数	用途数	事業場数	作業者数	
2, 3エポキシ1プロパノール	3	6	178	2	5	12	
塩化ベンゾイル	4	35	350	3	5	0(12)※1	※1 ()はスポット調査の数
O-トルイジン	6	19	153	3	5	15	
クレオソート油	9	32	598	3	6	4~6※2	※2 油の成分毎に作業者数が異なる。
1, 2, 3-トリクロロプロパン	4	5	117	3	4	16	
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除く)	19	595	19354	5	14	39※3	※3 二次評価値超:3 一次評価値超:6
砒素及びその化合物 (三酸化砒素を除く)	14	51	2370	2	3	25※4	※4 二次評価値超:22 一次評価値超:24
フィニルオキシラン	4	5	53	1	3	6	